

おひとりさまの相続（10）

前回に引き続き、もうひとつ兄弟相続の事例をお伝えしましょう。

山田道子さん（65）は、勤務先で女性初の管理職に就任するなど仕事に充実して邁進する一方で、特に必要性も感じなかったので結婚することなく過ごしてきました。余暇を楽しみ健康的な生活を送り、ローンを組むことなく築浅の中古マンションを購入して老後の住まいの心配もなく、経済的にも余裕のある状態で、ちょうど定年退職を迎えたところです。



道子さんの両親はすでに亡くなっており、地方住まいの姉昌子さん（68）がいますが、現在ガンの治療中で、その一人娘である姪の真由美さん（38）は、夫と共働きで2人の子供の子育て中でもあるので、迷惑を掛けるわけにはいかないと考えていました。

そんなとき、定年退職から数か月後、道子さんが外出先で倒れて緊急搬送されました。クモ膜下出血でした。緊急手術で一命を取り留め、識も戻りましたが、寝たきりで意味のある言葉を発することができない状態になってしまいました。

その後の道子さんの意思決定支援をすべて担ったのは、もう10年以上交流のなかった姪の真由美さんでした。真由美さんは、仕事と育児の合間を縫って「親族だからやらなければならない」という責任感で、精神的にも時間的にも経済的にもギリギリの状態、道子さんの唯一の親族として対応をしてきました。その間、真由美さんの母親であり道子さんの姉でガン闘病中であった昌さんが亡くなりました。

道子さんが姉の後を追うように亡くなったときも、道子さんにとって唯一の法定相続人である姪の真由美さんが喪主となって、死後の葬儀や納骨もすべて対応しました。

しかし、道子さんの遺言の存在が明らかになったとき、真由美さんは愕然としました。道子さんの残した数千万円の預貯金とマンションを含むすべての財産は、すべて子供の貧困対策の活動をする団体に寄附されてしまったのです。

真由美さんは、遺産目当てに道子さんの対応をしてきたわけではないから、仕方ないとおっしゃいます。でも、道子さんが倒れるまでの間、真由美さんの結婚式の時以来あったこともなかった叔母の道子さんの親族としての対応を一手に引き受け、しかし道子さんは発語もできない状況で何一つ感謝の言葉を掛けてもらえるわけでもない。ギリギリの精神状態で必死に対応したのに、割り切れない思いはあるとお気持ちを吐露してくれました。

本人は「迷惑を掛けるつもりはない」と思っている、現実とは違います。遺言で亡くなった後の財産の配分を先走って決めてしまう前に、生きている間のことをよくイメージして、誰に世話になる可能性があるのかということを考えての上で、遺言の内容も慎重に決めていくべきではないでしょうか。

つづく